

食品区分(案)について

現在の暫定規制値における食品区分

現在の暫定規制値では、全食品を5つの食品区分(「飲料水」、「牛乳・乳製品」、「野菜類」、「穀類」、「肉・卵・魚・その他」)に分けて、各食品区分に1ミリシーベルトずつを割り当て、年代別の摂取量と感受性を考慮して規制値を設定している。

新たな規制値における考え方

1. 新たな食品区分の設定にあたっては、以下の点を考慮して、食品全体をひとつの区分(一般食品)で管理することを原則とする。

- 個人の食習慣の違い(摂取する食品の偏り)の影響を最小限にすることが可能であること。
- 国民にとって、分かりやすい規制となること。
- 食品の国際規格を策定しているコーデックス委員会などの国際的な考え方と整合すること。

2. ただし、以下の食品には特別な配慮が必要と考えられることから、特別な区分を設け、全体として4区分とする。

飲料水	飲料水は、全ての人何らかの形で摂取し代替がきかず、摂取量が多いこと、WHOが飲料水中の放射性物質の指標値を示していること、水道水中の放射性物質は厳格な管理が可能であることを踏まえ、独立した区分とする ※「飲料水」とは、直接飲用する水、調理に使用する水及び飲料水との代替関係にある茶・コーヒーなど
乳児用食品	粉ミルクなどは、子どもだけが食べる食品であり、食品安全委員会から、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」が指摘されていることを考慮して、独立した区分とする
牛乳	牛乳などは、子どもの摂取量が特に多いため、食品安全委員会から、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」が指摘されていることを考慮して、独立した区分とする [牛乳の1日平均摂取量…19歳以上:83.2g、13~18歳:179.1g、7~12歳:279.7g、1~6歳:146.9g]